

(健Ⅱ326F)
令和3年9月22日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の別添通知がなされ、
本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正は、一定の要件のもとで1回目と2回目で異なる新型コロナワクチンを接種することを可能とするものです。

一定の要件としては、接種後に重篤な副反応を呈した場合の他、接種対象者が1回目に接種を受けたワクチンの国内の流通の減少や転居等により、2回目に当該ワクチンの接種を受けることが困難である場合や医師が医学的見地から、接種対象者が1回目に接種を受けたワクチンと同一のワクチンを2回目に接種することが困難であると判断した場合が示されております。

また、1回目と2回目で異なる新型コロナワクチンを接種する場合には、27日以上の間隔をおくこととし、前後に他の予防接種を行う場合は、これまで通り、原則13日以上の間隔をおくこととされております。

詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」(令和3年9月22日付(健Ⅱ324F)別添)をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

健発0921第5号
令和3年9月21日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第157号）が本日、別紙のとおり公布・施行されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

別添

(写)

健発0921第4号
令和3年9月21日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第157号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に重篤な副反応を呈した場合等、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第7条第1項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うこととすること。

なお、同条第2項の「その他前項の方法以外の方法で接種を行う必要がある場合」の具体的な場合は、別途、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」別添）においてお示しする。

第二 施行期日

公布の日（令和3年9月21日）

○厚生労働省令第百五十七号
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十一日

予防接種実施規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 留久

予防接種実施規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>（新型コロナウイルス感染症の予防接種に 係る接種の方法）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方 法により行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウ イルス感染症に係る予防接種を受けた後に 重篤な副反応を呈した場合その他同項各号 に掲げの方法以外の方法で接種を行う必要 がある場合には、同項各号に掲げる方法に 準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔 及び接種量に照らして適切な方法で接種を行 うことができる。</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症の予防接種に 係る接種の方法）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方 法により行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p>

この省令は、公布の日から施行する。

附
則